

中部支部表彰申し合わせ

【総則】

第1条 中部支部運営規程第3条に定める中部支部表彰の授与はこの申し合わせによる。

【種別】

第2条 本支部表彰の種別は以下のとおりとする。

- (1) 支部長賞 (2) 優秀発表賞

【支部長賞】

第3条 中部支部管内に関わる研究・技術・教育等において優秀な業績を挙げた者に授与する。

【優秀発表賞】

第4条 中部支部大会において優れた研究発表を行った40歳以下の支部会員に授与する。ただし、高校生以下による研究発表については支部会員以外においても授与できる。

2 この賞には、以下の部門を設ける。

- (1) 口頭発表部門 (2) ポスター発表部門

【募集と推薦】

第5条 支部長賞は適切な時期に公募し支部会員が推薦する。この賞にかかわる庶務は中部支部事務局が担当する。

【支部長賞の選考】

第6条 この賞を選考するために選考委員会を設け委員長は支部長が務める。

第7条 選考委員会の委員は中部支部幹事の推薦により幹事の中から支部長が委嘱する。

第8条 選考委員会の開催はメール会議でも可とする。

第9条 選考委員会は必要に応じて専門家の意見を聞くことができる。

【支部長賞の決定】

第10条 中部支部幹事会は選考委員会の報告に基づいて受賞者を決定する。受賞者の決定は、選考委員会の報告に基づき中部支部幹事会の議を経て支部長が行う。

【支部長賞の授与】

第11条 この賞は中部支部大会期間中に支部長が授与し賞状および副賞を贈呈する。

【優秀発表賞の選考】

第12条 この賞の選考は中部支部大会運営委員会が担当する。

第13条 中部支部大会委員長は、選考対象者のそれぞれに対して3名の審査員を選定し、大会期間中に開催される支部幹事会に報告する。選考対象者の共同発表者は審査員になれない。

第14条 審査員は、要旨・発表内容・質疑応答の各項目に対する採点結果を中部支部大会運営委員会に提出する。

【優秀発表賞の決定】

第15条 中部支部大会運営委員会は選考対象者の採点結果を合計し、合計点をもとに口頭発表部門とポスター発表部門それぞれについて受賞者を決定する。

【優秀発表賞の授与】

第16条 この賞は中部支部大会期間中に中部支部大会委員長が授与し賞状を贈呈する。

付則 この申し合わせは平成23年9月17日の日本水産学会理事会で承認された。